相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東淀川区柴島二丁目三六八番地、最後の住所兵庫県西宮市高須町一丁目二番二四―一〇〇四号　被相続人　亡　中田　俊世

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十一日

兵庫県尼崎市御園町二一番地ＭＧ尼崎駅前ビル三階　弁護士法人ライト法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小林　靖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市今津山中町四五番地、最後の住所兵庫県西宮市津門大箇町五番一七―一〇四号　被相続人　亡　中川　和代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十一日

兵庫県尼崎市西御園町一一九番地の三　第一寺町ビル七階

相続財産管理人　弁護士　古川　靖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市田所町甲一二八番地、最後の住所愛媛県新居浜市郷乙一九二番地の三〇　被相続人　亡　高橋　壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月十一日

愛媛県新居浜市一宮町一丁目五番五〇号　新居浜ビル三階東予総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡林　義幸

公示送達

松本市新井北土地区画整理事業において、左記の者に対する土地区画整理法第九十八条第一項及び第五項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第一三三条第一項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を公告します。

記

一　書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

共有者

氏名　原　三作
住所　松本市大字里山辺一四七六番地イ
氏名　原　園次
住所　松本市大字里山辺三九番地
氏名　中村　春松
住所　松本市大字里山辺四〇番地
氏名　丸山伊太郎
住所　松本市大字里山辺四一番地
氏名　湯本友治郎
住所　松本市大字里山辺四五番地
氏名　丸山　金弥
住所　松本市大字里山辺一四三九番地
氏名　金子　金得
住所　松本市大字里山辺一四三八番地
氏名　上條富一郎
住所　松本市大字里山辺一四五五番地
氏名　上條　房國
住所　松本市大字里山辺一四四〇番地三
氏名　湯本弥左門
住所　松本市大字里山辺一四四四番地
氏名　湯本　徳治
住所　松本市大字里山辺一四四五番地
氏名　湯本　清榮
住所　松本市大字里山辺四五番地
氏名　赤羽規次郎
住所　松本市大字里山辺四四番地
氏名　赤羽　秀雄
住所　松本市大字里山辺一四六六番地
氏名　赤羽　菊松
住所　松本市大字里山辺八一番地
氏名　田村　忠藏
住所　松本市大字里山辺一五二五番地
氏名　田村　光
住所　松本市大字里山辺一五二一番地
氏名　田村　一平
住所　松本市大字里山辺一五二二番地イ号
氏名　田村弥寿十
住所　松本市大字里山辺一五二〇番地
氏名　田村豊太郎
住所　松本市大字里山辺一四八五番地
氏名　田村　頼記
住所　松本市大字里山辺一四八五番地
氏名　田村　一角
住所　松本市大字里山辺一四九三番地
氏名　田村万喜次
住所　松本市大字里山辺一五一〇番地
氏名　田村嘉賀門
住所　松本市大字里山辺一五一一番地
氏名　田村源一郎
住所　松本市大字里山辺五九番地
氏名　田村　豊茂
住所　松本市大字里山辺一五〇二番地
氏名　田村　正高
住所　松本市大字里山辺一五一四番地
氏名　中村　蔦榮
住所　松本市大字里山辺四七番地
氏名　田村　正作
住所　松本市大字里山辺一五〇二番地
氏名　中村　啓十
住所　松本市大字里山辺六一番地
氏名　金子　政太
住所　松本市大字里山辺一五〇三番地三号
氏名　金子　森十
住所　松本市大字里山辺六四番地
氏名　田村　清志
住所　松本市大字里山辺一五〇六番地
氏名　丸山　長春
住所　松本市大字里山辺一四九四番地
氏名　柿澤　惣一
住所　松本市大字里山辺六七番地
氏名　柿澤　富晴
住所　松本市大字里山辺一四九七番地
氏名　柿澤喜代登
住所　松本市大字里山辺一四九八番地
氏名　田村　新一
住所　松本市大字里山辺一五〇七番地
氏名　田村よきみ
住所　松本市大字里山辺一五一九番地イ号
氏名　金子喜一郎
住所　松本市大字里山辺一五二九番地
氏名　田村　慶内
住所　松本市大字里山辺一〇四一番地
氏名　原　清
住所　松本市大字里山辺一四七六番地イ号
氏名　田上　利平
住所　松本市大字里山辺七七番地
氏名　金子小藤次
住所　松本市大字里山辺一四七七番地
氏名　田村　茂賀
住所　松本市大字里山辺一四七四番地
氏名　田村　兵司
住所　松本市大字里山辺一四七四番地
氏名　田村　新十
住所　松本市大字里山辺一四六九番地
氏名　田村　寛一
住所　松本市大字里山辺一四六八番地
氏名　田村東一郎
住所　松本市大字里山辺八三番地
氏名　田村　倭文
住所　松本市大字里山辺一〇四四・一〇四六番地
氏名　田村十一郎
住所　松本市大字里山辺八二番地
氏名　田村美壽一
住所　松本市大字里山辺一五四〇番地
氏名　金子　晴登
住所　松本市大字里山辺七五番地

二　通知の内容

（従前の宅地）

松本市大字里山辺字前田一四九一番四、原野、六十九㎡

（仮換地）

十街区一画地、二十三㎡

（仮換地の指定の効力発生の日）

平成二十五年八月十日

（使用又は収益を開始することができる日）

別に定めて通知する

教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して六十日以内に松本市長に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

また、行政事件控訴法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から六箇月以内に松本市新井北土地区画整理組合を被告として取消控訴を提起することができます。

なお、仮換地指定通知（写）は、長野県松本市大字里山辺二九四〇番地二、松本市新井北土地区画整理組合事務所において提示してあります。

平成二十五年七月十一日

長野県松本市大字里山辺二九四〇番地二

松本市新井北土地区画整理組合

理事長　上條　裕